明治中期における甲府の学校沿革史

清水小太郎

明治五年八月二日、太政官から「学制」が発布され、翌日文部省からそれが頒布された。甲府では同年一〇月、振徳館が若松町信立寺に、善誘館が横近習町神明社に設置された。それにつづいて同年一一月、飯田学校が飯田村新町（今の寿町）山田弘道宅に、明治六年四月、遠光寺学校が稲門村遠光寺内法泉坊に、同年一〇月、本立館が元三日町横山良敬宅（私塾玉泉院）に設置された。

振徳館は明治七年二月、梁木学校として柳町に新設され、九年七月相生学校が独立して二分したが同じ梁木学区に属していた。善誘館も同じ月日に琢美学校（琢美・富士川小学校の前身）として工町に新設され、いずれも藤村式建築であった。本立館（新紺屋小学校の前身）は七年一月、古府中昌永の要法寺を増築してこれに移り、一五年に現在地に新築移転して府中学校と称した。飯田学校（穴切小学校の前身）はその後、正宝院・光雲寺と移り、七年に新築移転して飯沼学校と称した。遠光寺学校（湯田小学校の前身）は千松院本堂に移り、一一年に新築移転して稲門学校と称した。

一　小学甲府学校について

甲府地域は第四三番中学区第一組合小学に属し、梁木・琢美・相生・里垣・高橋・今井・小瀬・稲門・貢川・飯沼・古府・川田の一二校で、学区取締は河野義高であった。

明治一二年九月「学制」が廃止されて「教育令」が施行され、この年九月二二日、琢美・梁木・相生三校が併合して甲府学校と称し本校を琢美においた。

「学制」の小学教則では下等小学八級から一級まで四か年、上等小学八級から一級まで四か年であったが、明治一四年の教則で、初等科三か年（六級～一級）、中等科三か年（六級～一級）、高等科二か年（四級～一級）となった。明治一七年の統計によると県下の三分の二は六か年課程で、八か年課程の学校は三分の一弱で、三か年課程の小規模学校もあった。

このとき小学甲府学校の職員は次のようであった。

第一校誥（註、誥は、さとす、いましめの意）

校長	本県士族	権太　政	教員	本県士族	平井　子徳
訓導	本県平民	小倉　敏行	仝	仝	田中　安吉
仝	仝	古屋小十郎	仝	山形県士族	中村安太郎
仝	本県士族	波多　逸雄	授業生	本県平民	詫間秋次郎

授業生	本県平民	糸賀喜太郎	仝	仝	青山与三郎
仝	仝	郷　武次郎	仝	本県士族	岩田　亀松
仝	仝	深沢　実功	仝	仝	小川熊太郎
仝	本県士族	三宅藤兵衛	仝	東京都士族	三谷　辰夫
仝	本県平民	柘植　軍次			
第二校語					
訓導	本県平民	小野小三郎	訓導	本県士族	郡司　鱗造
雇教員	本県士族	坂本　登	授業玄雇	本県平民	小宮山醇蔵
授業生	本県士族	飯河　盛行	仝	仝	小幡和一郎
仝	本県平民	三井　勇	仝	東京都平民	小尾鶴太郎
仝	本県平民	深沢多次郎			
第三校語					
雇教員	本県士族	権太　錦	雇教員	本県平民	深沢　孝
仝	本県平民	五味　胤子	仝	本県士族	平井　里
雇裁縫教員	本県平民	雨宮　よし	雇裁縫教員	本県平民	奥田　なみ
校　吏					
学務委員	本県平民	佐野　良方	学務委員	本県平民	窪田　敬
事務係	本県平民	布能太郎右衛門	事務係	仝	古谷藤右衛門
事務係	仝	日向　伊平	校丁		六人

二　試業について

学制以来就学奨励とうらはらに厳格な試験による進級制度が行われていた。その問題作成も試験の実施も、行政官属や師範学校教員の監督下で実施され、その成績は教員の評価にまでかかわり、教師はつねに試験を意識した詰め込み教授にならざるを得なかった。定期小試は毎月末に行い、その優劣によって座席を進退した。定期大試は毎学期末に行い、その及第者には一級昇進の卒業証書を授与し、高等科一級及第者には小学全科卒業の証書を授与した。

さらに明治一六年八月には「奨励試験法」を制定した。これは「各小学校優等ノ生徒ヲ選抜シ毎聯合学区会同試験シテ其ノ優劣ヲ判定スルモノトス」とするもので、初等科一級より中等科五級までは五人に一人、中等科四級より一級までは四人に一人、高等科は全員であった。そして一等賞には知事より金色賞牌、成績優秀者には褒状が授与された。明治一五年の小学甲府学校の試験は次のようであった。

三月九日、小学全科卒業試験ヲ執行ス、臨視セラルモノ学務課七等属白石修太郎、同御用掛田原綱記、本郡書記小林董（註、甲府は西山梨郡に属す）ノ三氏ニシテ卒業生ノ姓名ハ別表ノ如シ。

六月廿六日ヨリ廿九日マテ四日間前期試験ヲ執行シ昇級セシ生徒ノ員数ハ別表ノ如シ、臨視官ハ学務課十等属齋土齋、同御用掛高田精、本郡書記河野美高及ビ試験委員馬場寧原、誉田義英ノ五氏ナリ。

七月廿四日、安場元老院議官学校ヲ巡視セラル、隨行スルモノ本県二等属北川盛登及本郡長八代駒雄ノ両氏ナリ。

十二月廿一日ヨリ廿六日マテ六日間後期試験ヲ執行ス、臨視官ハ

学務課ヨリ六等属赤星朝隆、同遠藤宗義ノ両氏、徽典館ヨリハ中川享、太田勉、幸田熊次郎、内田吉五郎、中村龍明、鈴木淡平ノ六氏、本郡長八代駒雄、同郡書記河野美高及ヒ試験委員馬場寧原、守

明治十五年前期試験及第人員表

学級＼区別	初等科 男	初等科 女	初等科 計	中等科 男	中等科 女	中等科 計	高等科 男	高等科 女	高等科 計
一級	三九								
二級	四八	四四	八三	○	六	六	○	○	○
三級	七○	四四	九二	四	一二	一六	○	○	○
四級	八七	五二	一二二	一八	○	一八	○	○	○
五級	一○六	三七	一二四	一○	四	一四	七	○	七
六級	一○九	九四	二○○	二七	三○	五七			
合計	四五九	三四九	八○八	一一○	九○	二○○	七	○	七

明治十五年後期試験及第人員表

学級＼区別	初等科 男	初等科 女	初等科 計	中等科 男	中等科 女	中等科 計	高等科 男	高等科 女	高等科 計
一級	四四	三七	八一	二	六	八	○	○	○
二級	六三	四四	一○七	一二	○	一二	○	○	○
三級	七一	二六	九七	五	三	八	七	○	七
四級	一○三	九三	一九六	二○	二○	四○	○	一	一
五級	九一	六四	一五五	三○	三九	六九			
六級	一○三	五七	一六○	二七	三○	五七			
合計	四七五	三二一	七九六	九六	九八	一九四	七	一	八

屋道ノ両氏ナリ、其ノ昇級生徒ノ員数ハ別表ノ如シ。

明治十六年三月二十日午後、江木文部省書記官旅寓、飯沼村河野宅ニ於テ本校訓導以上並ニ学務委員ヲ召集セラレ道徳教育ヲ振起セサルベカラザル所以ト併セテ職員ノ服膺スヘキ件々ヲ諭セラル、学校ニ於テ諭示セラルヘキ筈ノ所時間ノ関係ヨリ旅寓ニテ諭示セラレタルヲ以テ斯ニ之ヲ記ス。

六月十四日ヨリ同廿一日マデ都合七日間、前期大試験ヲ執行ス、検定ノタメ出張セラルヽモノ学務委員富田精、郡書記河野美高、試験委員馬場寧原ノ三氏ト権太政ナリ、其ノ成績表ハ別表ニアリ（別表略）

十月十九日、太政官御用掛草野宜隆、奨励試験ヲ来観ス。

十月十九日、廿日ノ両日ヲ以テ西山梨郡第一回奨励試験行ハル、我ガ第一校ヲ以テ該試験場ニ充ラル、受験生員ハ二百廿有余名ニシテ臨官ハ内田書記官、学務課員遠藤六等属、白石六等属、齋土十等属、林等外出仕、富田御用掛、郡長八代駒雄、郡書記河野美高、徽典館教員中澤謙ノ九氏ナリ、而シテ本郡該掛員ハ権太政申付ラル、本校生徒ノ賞状ヲ得タル数ハ賞与ノ件欵ニ記シタルカ如ク四十八名ノ多キニ至ルハ誠ニ面目ノ至リナリ、実ニ此ノ試験タルヤ教員及生徒ノ勤勉力ヲ喚起セラルヽ豈、浅々ニアラサルヲ信スルナリ……

「男三人各一等賞並ニ金色賞牌ヲ拝受シ、女一人賞ヲ交付セラル、蓋シ一等賞状並ニ金色賞牌ヲ得タル者ハ本校生ニ限レルハ真ニ面目ノ至リナリ」

十二月十一日ヨリ廿二日マテ都合十一日間後期大試験ヲ執行ス、其ノ間、小書記官内田君、学務課員遠藤六等属、白石六等属、八代郡長、河野郡書記、試験委員恒岡創、権太政検定ヲ下セリ、其ノ成

績別表ニ載ス（別表略）

（付）　小学学科賞牌授与条例

第一条　賞牌ハ奨励試験ニ於テ小学学科最優等ノ者ニ之ヲ授与ス

第二条　賞牌ハ該校ニ於テ長官（或ハ次官）ヨリ之ヲ授与ス、此ノ場合ニ於テハ学務官起テ其ノ生徒ヲ迎ヘ長官ノ机前ニ正立敬礼セシム、此ノトキ長官其ノ生徒ノ姓名ヲ呼ヒ賞状ヲ読ミ賞牌ヲ授ク

第三条　賞牌ヲ受ルハ学童ノ最栄誉トスル所ナリ、故ニ其ノ賞状ト共ニ終身之ヲ蔵存スヘシ

第四条　賞牌ハ平常漫ニ珮フルモノニアラス、凡テ祝日、祭日、試撿（月次試撿ヲ除ク）開校式、紀年式等ノ節之ヲ衣衿ニ珮フルモノトス

第五条　賞牌ヲ珮フル生徒ハ校ノ儀式ニ関スル節ニ於テハ教員ニ亜ク特別ノ席ニ着クヘシ

第六条　賞牌ノ栄誉ハ其ノ受領スル者ニ限リ、其他ニアリテハ効ナキモノトス

明治十八年三月、西山梨郡第一学区の卒業試験が行われたが、その受験生は次のようであった。

小学甲府学校　校長　権太政　学務委員　佐野良方、窪田敬

	初等科		中等科		高等科		計
男一級	四二		一〇		四		五六
女一級	下等科	三〇	上等科	二		計	三二

稲門学校

初等科	男	八	女	二	中等科　男　二　女ナシ

飯沼学校

初等科	男	八	女	三	中等科　男　一　女ナシ

小学府中学校

初等科	男一三	女一二	中等科	男	四　女ナシ

相川学校

初等科	男	四	女	一	中等科　男　二　女ナシ

里垣学校

初等科	男一三	女ナシ	中等科	男	五　女ナシ

川田学校

初等科	男	八	女ナシ	中等科	男　五　女ナシ

小瀬学校

初等科	男一二	女ナシ	中等科	男	一　女ナシ

高橋学校

初等科	男	七	女ナシ	中等科	男　一　女ナシ

城南学校

初等科	男	四	女	三	中等科　男　四

宮塚学校

初等科	男	七	女	六	

帯那学校

初等科	男	六			

三　甲府市尋常小学校の設置について

明治一九年四月、文部大臣森有礼は小学校令・中学校令等諸学校令を公布した。この小学校令は小学校の種類を尋常小学校・高等小学校の二種とし、修業年限はともに四か年、計八か年とした。明治二〇年一月一四日、山梨県は小学校令にもとづいて「小学校設置区域及び位置」を指定した。甲府地域の尋常小学校・高等小学校の設

置区域及び位置は別表のようである。

高等小学校は、この小学校全区域を含む西山梨郡高等小学校が甲府市におかれた。その西山梨郡高等小学校規則並職員処務規程及生徒寄宿舎規則の認可稟申が、明治二一年三月二七日、西山梨郡長八代駒雄から山梨県知事山崎直胤に提出され、四月四日認可されているが、紙面の都合で省略する。

二二年六月二二日、市制町村制実施にともない「山梨県小学校設置区域及び位置」の改正が行われ、同年七月一日市制を施行した甲府市は、甲府尋常小学校（琢美第一教場、相生第二教場）と府中・飯沼・稲門五校合併して、甲府尋常小学校となることになった。このことについて関係町村は次のような猶予願を出している。

小学校合併実施猶予願

元甲府錦町外三十六ヶ町

（別表）

尋常小学校設置区域	設置位置	分校位置
甲府総町	甲府（琢美第一教場 相生第二教場）	
上府中組	新紺屋町	
飯沼村・塩部村	飯沼村	
稲門村	稲門村	
住吉村・山城村・朝井村	山城村小瀬組	朝井村
清田村・国里村	清田村	
里垣村・甲運村	里垣村	
相川村	相川村	
大宮村・千塚村・千代田村	千塚村	千代田村内 常那組 平瀬組
能泉村	竹日向組	川窪組

元甲府上府中総長　戸長　内田　吉邦

元甲府飯沼村　戸長　深沢　嘉猷

元稲門村　戸長　正木　屋直

戸長　駒井寿太郎

本年県令第四拾九号ヲ以テ尋常小学校区域及位置改正相成候ニ就テハ拙者共旧管轄内ノ小学校ハ相生町ヲ本校トシ他ヲ分教場トナシ、夫々変更ノ方法相立可申ノ処、従来各町村ノ経費ヲ異ニ致シ居候儀ニ付、此ノ際授業料徴収法又ハ教場ノ整理方等悉ク一変セサルヲ得ザル儀ニ有之、然ルニ当市役所ノ開庁期ニ最早近キニ可有之、此ノ際ニ当リ以上変更ノ方法等拙者共ニ於テ協議ヲ尽シ、又ハ旧町村会議員ニ諮詢致居候余日無之、加フルニ新選市吏員ノ見込ニ依テハ亦変更ヲ来スノ憂ヒ可有之思惟セラレ候間当分ノ内従前ノ通リ執行致シ、改正方等ノ儀ハ市役所開庁後実施相成候様致度、最モ其ノ間ノ経費ハ支払ノ残余ヲ以テ操替置キ毫モ差閊無之様取計可申候間御許容被成下度此段願上候也

明治廿二年七月廿二日

山梨県知事　中島錫胤殿

こうしてしばらく延期準備して、二三年一月一五日から新しい甲府市尋常小学校が発足することになった。

本市尋常小学校及各教場名称位置取調御届客年県令第四十九号ニ基キ、更ニ甲府市尋常小学校ヲ設置シ本月十五日ヨリ致実施候ニ付テハ、市内元町内ニ設置セル従前ノ各尋常小学校ハ同日限リ相廃シ、其校舎ハ本市尋常小学校ノ教場ト為シ、其ノ名称位置共左ノ通

リ相定候間此段御届候也

明治廿三年一月十日　　甲府市長　若尾逸平

山梨県知事　中島錫胤殿

一、名称　甲府市尋常小学校

一、教場　相生教場　甲府市相生町

琢美教場　甲府市工町

上府中教場　甲府市上府中新紺屋町

飯沼教場　甲府市飯沼村ノ内新町組

稲門教場　甲府市稲門村ノ内遠光寺組

この届書とともに次の伺書を提出している。

本市尋常小学校設置ノ義ニ付伺

客年県令第四九号ヲ以テ尋常小学校設置区域位置等御改正相成候ニ付、本市尋常小学校ハ市内相生町ニ設置セサルヲ得サル義処、本市元甲府尋常小学校校舎ハ従前全市工町及ヒ相生町ノ弐ケ所ニ設置シ、其ノ工町ニアル校舎ヲ第一教場トシ、相生町ニアル校舎ヲ第二教場トシ男女生徒ヲ区別シテ授業致来候ニ付、今本市尋常小学校ヲ相生町ニ設置スルモノトセハ前述第二教場ニ使用致来候建物ヲ以テ該校舎ニ充ツルノ外目下他ニ仮用スヘキ適当ノ家屋無之、然ルニ第二教場ノ如キハ固ヨリ狭隘ノ建物ニシテ現在ノ生徒スラ之ヲ容ルルニ余裕ナク常ニ狭隘ニ苦シム如キ状況ナルカ故ニ今此ノ教場ヲシテ本市尋常小学校ト為スカ如キ場合ニ於テハ忽チ該教場ニ不足ヲ告ケ実際授業上差支ヲ生シ候ニ付、此段改正ニ際シテハ工町第一教場ヲ以テ本校ト為シ校務取扱候テモ不苦候哉、至急何分ノ御指揮被成下度此段伺候也

明治二十三年一月十日　　甲府市長　若尾逸平

山梨県知事　中島錫胤殿

このような過程を経て、甲府学校（琢美・相生二教場）と府中・飯沼・稲門五校合併して甲府尋常小学校と改称し、本校を琢美教場においた。校長は権太政、全児童数二、七二三人、学級数四四、教員数四八名であった。

なおこの年七月、貢川尋常小学校も分離して貢川尋常小学校と国母尋常小学校となった。

小学校分離御届　　元貢川村・豊住村戸長

元貢川尋常小学校

一、貢川尋常小学校

元貢川尋常小学校

一、国母尋常小学校

元貢川第一簡易小学校

一、貢川簡易小学校

元貢川第二簡易小学校

一、国母簡易小学校

当部内小学校之儀本年県令第四拾九号ヲ以テ小学校区域御改正相成候ニ付、元貢川尋常小学校前記之通リ分離相成候間訓令第三拾八号ニヨリ及御届候也

明治廿二年七月五日　　右　島田啓三

山梨県知事　中島錫胤殿

また尋常小学校の授業料については次のように定められた。

甲府市尋常小学校生徒授業料ノ義、本年県令第四十七号ニ依リ別紙ノ通相定メ候間此段及御報告候也

明治廿三年八月二十六日　　甲府市長　高木忠雄

山梨県知事　中島錫胤殿

甲府市尋常小学校授業料定額并徴収法

第一条　授業料ハ一ヶ月金参拾銭以下拾銭以上トシ、尚ホ其ノ範囲内ニ於テ左ノ区分ヲ設ク

一ヶ月金参拾銭　一ヶ月金弐拾五銭

一ヶ月金弐拾銭　一ヶ月金拾五銭

一ヶ月金拾銭

第二条　生徒ノ父母後見人ハ前条授業料金額中ニ就キ自家ノ資力ニ応シ其ノ納メント欲スル額ヲ選定シ学校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第三条　一家二名以上入学スルモノニシテ先キニ入学シタル一名ノ授業料拾銭ナルトキハ後ニ入学スル一名若クハ数名ノ授業料ハ五銭以上拾銭以下父母後見人ニ於テ相当ノ額ヲ定メ学校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第四条　授業料ハ毎月一日ヨリ十日マテノ間ニ於テ生徒ノ父母後見人ヨリ其ノ月分ノ金額ヲ納ムヘシ。但シ納期後入学スルモノハ入学許可ヲ受ケタルトキ之ヲ納ムヘシ

第五条　生徒疾病其ノ他己ムヲ得サル事故ニ依リ一ヶ月間一日モ出席セサルトキハ、其ノ月分ノ授業料ヲ免除ス、但シ学校ノ許可ヲ得スシテ欠席シタルモノハ此限ニアラス

第六条　既定ノ授業料ハ爾後妄リニ変更スルヲ得サルモノトス、若シ己ムヲ得サル事情ニ依リ変更セント欲スルトキハ其ノ理由ヲ学校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

四　甲府高等尋常小学校設置について

明治二四年度から西山梨郡高等小学校を廃止して、甲府市に独立の高等小学校を設置し、市内五校は勿論西山梨郡各村の生徒を入学させることになった。そのとき甲府市は次のような高等尋常両小学校の併置を上申している。

高等尋常両小学校併置之儀ニ付上申

今般県令第三四号ヲ以テ明治二十年県令第四号小学校設置区域及位置第一条別表中高等小学校位置欄内御改正相成、従来西山梨郡ト甲府市ト聯合シテ一高等小学校ヲ設置シタルヲ改メ甲府市独立シテ一校ヲ設置スヘキ事ニ相成候処、従来ノ市立尋常小学校ノ外別ニ独立ノ校舎ヲ建設シテ授業ヲ施行スル事甚タ容易ニ非サルヲ以テ差向キ尋常小学校舎内ニ於テ適宜教室ヲ設ケ此ニ於テ教授可致見込ニ有之、然ルニ同一ノ校舎内ニ二個ノ学校ヲ設置シ高等尋常各独立ノ資格ヲ保タシムルトキハ管理上甚タ不便ナルノミナラス経済上ニ於テモ亦不利益タルヲ逸レス、例ヘハ書籍及器具機械其ノ他消耗品ノ如キ、又学校ニ使用スル使丁給料ノ如キ交互融通シテ之ヲ用ユルニ非サレハ共ニ便益ヲ享クル事能ハス、若シ強テ之レカ区別ヲ立ントスルモ是レ唯タ表面ヲ仮装スル為メ徒ニ無益ノ煩雑ヲ増スノミ、其ノ実際ニ致テハ到底混同ヲ免レス、故ニ寧ロ之ヲ合併シテ一小学校ト為シ其ノ内ニ於テ高等尋常ノ両科ヲ設ケ管理候様致度、然ルトキハ事甚タ簡便ニシテ管理経済共ニ其ノ便益不少候間右得御裁可度、而シテ学校ノ名称ハ単ニ市立甲府小学校ト称スヘキカ又ハ甲府高等尋常小学校ト称スヘキカ併セテ御指定ヲ蒙リ度此段上申候也

明治二十四年三月二十四日　　甲府市長　高木忠雄

この上申に対し県は認可したので甲府市は次のような報告をしている。

甲府高等小学校ト甲府尋常小学校ト併置ノ件既ニ御認可ヲ得且、其ノ校名御指示相成候事ニ付テハ来ル四月一日ヨリ実施シ、従来ノ尋常小学校ヲ改メ甲府高等尋常小学校ト相称シ候旨此段及御報告候也

明治二十四年三月三十日　　甲府市長　高木忠雄

山梨県知事　中島錫胤殿

閉校ノ義報告

客月県令第三十四号ヲ以テ廿年一月県令第四号小学校設置区域及位置第一条別表中高等小学校位置及区域御変更相成候ニ付、本郡高等小学校之義一昨三十日ヲ以テ閉校致シ候間此段及御報告候也

明治廿四年四月一日　　西山梨郡長　八代駒雄

山梨県知事　中島錫胤殿

西山梨郡高等小学校が廃校となったので、その学校財産を処分することになった。次の学校財産処分決議書は、西山梨郡高等小学校の状況並びに甲府市小学校の高等科へ通学する市外の状況がよくわかるので参考のため掲げておく。

高等小学校財産処分決議書

明治二十四年度以降甲府市ニ独立ノ高等小学校ヲ設置シ本郡各村ノ児童ハ市ノ高等小学校ヘ入学スルモノトシ西山梨郡高等小学校ヲ同年限リ廃止スルニツイテハ、明治二十三年度本郡高等小学校経費収支精算残額ニ二十二年度ノ剰余金ト併セテ西山梨郡聯合村ヘ配分スヘシ、其ノ差分ハ明治二十年度聯合町村費賦課法第一項ノ標準及第二項ノ乗率ニ拠ル、但二十二年度及二十三年度聯合町村費ノ収納ヲ畢ヘサル町村ハ相殺ノ法ヲ以テ残余ノ分ヲ配分スルモノトシ、若シ其ノ相殺ノ結果不足ヲ生スルモノハ該町村ヨリ不足ノ分ヲ徴収スヘシ

明治二十三年度西山梨郡聯合町村費賦課法、地方税賦課法ニ倣ヒ九月一日ノ現戸数ヲ標準トシ、本校ヘ通学遠近ノ便否ヲ測リ左ノ等級及乗率ヲ定ム

一等	所在地	元甲府錦町外三六ケ町
二等	一里以内	元甲府上府中総町、元稲門村 元飯沼村、元塩部村、里垣村 住吉村
三等	二里以内	元千塚村、大宮村、甲運村 清田村、国里村、山城村 朝井村、相川村
四等	三里以内	千代田村
五等	四里以内	能泉村

総額　六四八円三九銭六厘

	戸数	
元甲府錦町外三六ケ町	八二〇四	三二八円六四銭　（三一六九戸）
元甲府上府中総町		四四円一一銭　（五七七戸）
元甲府稲門村		六六円四三銭三厘（八八九戸）
元甲府飯沼村		二九円三五銭六厘（三八四戸）
里垣村		三一円二六銭七厘（四〇九戸）

元塩部村	三円二一銭一厘	（四二戸）
住吉村	一五円七四銭八厘	（二〇六戸）
相川村	三六円一〇銭	（五〇〇戸）
元千塚村	八円七三銭四厘	（一二一戸）
大宮村	九円三一銭四厘	（一二九戸）
国里村	六円六四銭三厘	（九二戸）
清田村	一四円三六銭八厘	（一九九戸）
山城村	一五円一六銭二厘	（二一〇戸）
甲運村	一八円一九銭五厘	（二五二戸）
朝井村	六円七一銭五厘	（九三戸）
千代田村	一一円〇八銭五厘	（一七四戸）
能泉村	三円三一銭三厘	（七八戸）

五　簡易小学の設置について

明治一七年をピークとする松方デフレと称する未曽有の経済不況によって農村の窮乏は甚だしく、とくに本県は連年の水害によって学校をかえりみるいとまもない状態となって就学率も著しく低下した。そこで文部省は小学校の年限を短縮し、学科を簡易にして二部授業や夜間授業を認めたり、簡易小学を設けてなんとかして普通教育を維持しようとした。明治一九年四月公布の小学校令のなかに土地の状況よにり小学簡易科を設けて尋常小学校に代用することができる条項を設けた。そして一九年五月二五日、文部省訓令第一号によって「小学簡易科ハ左ノ要項ニ依リ土地ノ情況ヲ考ヘ其ノ教則ヲ定ムヘシ」として小学校簡易科要項を示した。山梨県はそれをうけて二〇年三月、「山梨県小学簡易科教則」を定めた。それによると修業年限三か年以内、学科は読書・作文・習字・算術の四科とし、授業時間は一日二時間以上三時間以内とした。そして県令第四号をもって小学簡易科の設置を具申させている。明治二一年には、その設置申請が急増して、県下で四四校に及んだ。この簡易小学は山間僻地のみでなく、鰍沢、市川大門、谷村や甲府近村にも設置された。

小学簡易科設置認可願

西山県郡甲府稲門村

当村内学齢児童中不就学者不尠ニ付之レヲ督促シ就学セシメントスルモ如何セン貧民ノ子弟夥多ニシテ何分尋常小学校へ入学スル能ハス、因テ今般小学校令第十五条ニ基キ小学簡易科校ヲ村内へ二ケ所設置シ、学齢児童普ク就学相成様致度別紙取調書相添へ此段御願仕候間御認可相成度候也

明治廿一年五月

右村戸長　田辺通弘

山梨県知事　山崎直胤殿

名称　稲門小学簡易科学校

甲、遠光組　乙、東青沼組

このように稲門村では、遠光組と東青沼組の二か所に稲門小学簡易科学校の設置を申請しているが、貢川村・豊住村でも次のように上申している。

上申書

中巨摩郡貢川村

豊住村

右ハ当学区所属村内農事専務之部落ニ候処、借地小作者或ハ雇ヲ以

テ糊口ヲ為ス者多ク、末タ養蚕ニ拠テ産ヲ興スモノ稀薄ニ有之、就学余裕アル者十分ノ六七ニ過キス、依之小学校令ニ基キ貧困ニシテ末就学者ノ為簡易科ヲ要シ度且其ノ地勢細長ニシテ就学者不便ノ虞有之ニ付、簡易小学校弐ケ所設置仕度候間御認可被成下度此段上申仕候也

明治廿一年三月九日　　右村戸長　島田啓三

山梨県知事　山崎直胤殿

名称

貢川村　貢川第一簡易小学校　貢川尋常小学校内

豊住村　貢川第二簡易小学校　貢川尋常小学校分校内

簡易小学校設置具申　　西山梨郡里垣村甲運村戸長

一、校舎位置　里垣村之内板垣組ニ壱ケ所

一、名称　里垣簡易小学校

一、校舎坪数　四拾八坪　但里垣尋常小学校舎仮用

一、就学児童数　百弐人　内男四拾六人　女五拾六人

一、校舎位置　甲運村之内川田組ニ壱ケ所

一、校舎坪数　拾八坪　但川田分校教場壱室仮用

一、名称　甲運簡易小学校

一、就学児童数　六拾三人　内男弐拾六人　女三拾七人

教員之数ハ弐校共尋常小学校教員兼務

授業時間ハ年内午後三時ヨリ五時マデ二時間

右ハ当尋常小学校学区内之如キハ貧窮者不尠有之モ尋常小学校ヘ就学セシムル事不能、学令篤旨ニ浴セサルモノノ如ク誠ニ遺憾至極ニ付、今般当部内ヘ簡易小学校ヲ設置シ、右児童ニ普ク教育ヲ授ケ度候間御認被成下度此段具申仕候也

明治二十一年五月　　西山梨郡里垣村甲運村戸長

渡辺奥右衛門

この簡易小学校設置願は飯沼村や相川村戸長よりも提出されている。甲府上府中総町戸長よりの認可申請は、就学児童数三百拾壱人に対し教場一八坪では不可であるとして、六拾坪以上に修正せよと却下されている。この簡易小学は二三年をピークとして減少し、二五年四月、第二次小学令によって廃止されるのである。こうした簡易小学が設立された反面、画一的な公教育に不満な豪農商名望家の人々が甲府のみでなく郡部にも盛んに私学を開設したのが、明治二〇年代であるが、このことはここでは省略しておく。

このようにして明治中期は教育制度がめまぐるしく変った。一九年の小学校令は二三年に改正され、三三年にはまた改正（第三次小学令）されて、四〇年の小学校令改正によって義務教育年限を六か年に延長し、尋常小学校六か年、高等小学校二年または三年となり、これが定着して大正・昭和とつづき終戦まで変らなかったのである。

（山梨郷土研究会会員＝投稿＝）